

金沢自転車ネットワーク協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「金沢自転車ネットワーク協議会」(以下「協議会」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、歩行者・自転車・クルマのそれぞれが安全に安心して通行できる道路空間の創出に向けて、学識者、国土交通省金沢河川国道事務所、石川県、金沢市、警察機関が連携を図りつつ、面的な自転車ネットワークの検討・試行・整備を継続的に展開していくことを目的とする。また、国・県・市・警察・その他関係機関等が取り組む自転車関連施策のプラットフォーム化(情報の共有化)を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- ①自転車走行空間ネットワークの検討・試行・整備・改善等に関する事項
- ②自転車関連事故の防止や自転車利用のルール・マナー向上に関する事項
- ③自転車の駐輪環境や利用促進に関する事項
- ④既存の道路空間の活用・再構築に関する事項
- ⑤その他、歩行者・自転車・クルマの安全性・快適性向上に関する事項

(検討対象範囲)

第4条 協議会の検討対象範囲は、金沢市内全域とする。

(組織及び委員)

第5条 協議会の委員は、別紙に示す通りとし、会長は委員の互選により決定する。

(会議等)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。また、会長は、第2条の目的達成に資する協議会以外の会議や研究会(分科会)、現地視察等の活動を、必要に応じて行うことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省金沢河川国道事務所計画課、石川県土木部道路整備課、ならびに金沢市都市政策局交通政策課に置く。

(協議会の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

(その他)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項は協議会で定める。

(附 則)

この規約は、平成23年2月23日から施行する。

平成25年3月22日 改正

平成26年12月16日 改正

平成28年9月2日 改正

平成30年8月1日 改正

令和 2年7月28日 改正

令和 3年8月31日 改正

令和 4年9月2日 改正

令和 5年9月4日 改正